

概要（実績評価書（案）のポイント）

施策目標Ⅶ－１－２

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、
就労、家計、住まい等に関する包括的な支援を
行うことにより、その自立を促進すること

確認すべき主な事項（実績評価書）

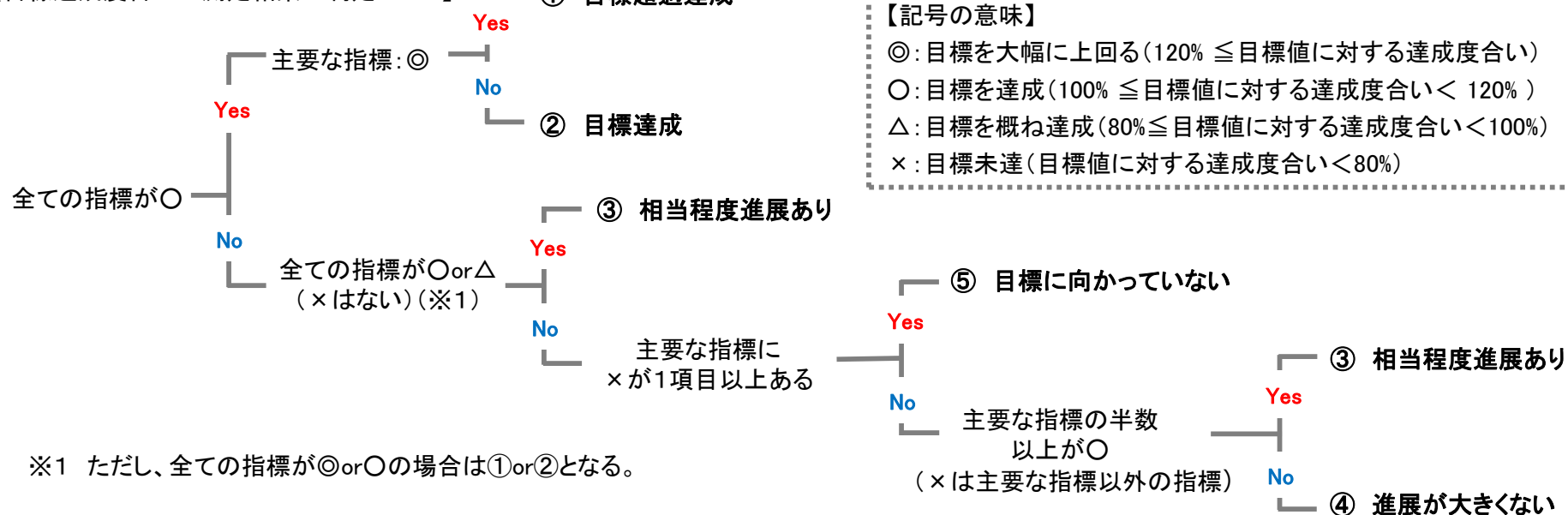
測定指標について	
1	各測定指標の目標達成状況の判断は適切か。 (注1)当該年度の実績値が集計中の場合は、過年度の実績値の推移や当該年度の実績値の速報値等から合理的に達成状況を判断する。
有効性の評価について	
2	目標未達となった指標について、その要因が記載されているか。
3	目標を大幅に超過して達成した指標について、その要因が記載されているか。また、当初設定した目標値は妥当であったか。
4	外部要因等の影響について、適切に分析されているか。
効率性の評価について	
5	目標未達となった指標に関連する事業の執行額の推移や実施方法は妥当であったか。 (注2)複数年度にわたり、目標未達が続いている場合には、当該指標に関連する予算額や実施方法に何らかの見直しが必要か。
6	施策目標全体としての執行率が低調な場合には、その理由と改善方策は記載されているか。
7	目標値を達成していることにより、直ちに効率的に施策が実施されているとは言えず、同水準のアウトプット又はアウトカムを達成する上で、効率的な手段で実施されたかについて説明が記載されているか。
現状分析について	
8	各測定指標の達成状況、有効性及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標の進捗状況の評価結果や今後の課題は記載されているか。
次期目標等への反映の方向性(施策及び測定指標の見直し)について	
9	目標未達となった指標について、今後の具体的な改善策が記載されているか。
10	過年度の実績値の推移等から、既に役割を終えたと判断される測定指標はあるか。該当がある場合には、新たな測定指標をどうするか。
11	現状分析で記載した課題等に対応して、どのように対応していくのか。また、新たに測定指標等の設定の必要があるか。
12	各指標の目標値の設定水準は、同様の考え方や水準を維持してよいか。

厚生労働省における施策目標の評価区分（目標達成度合いの測定結果）

○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1－4 実績評価書様式の記載要領

各行政機関共通区分	要件
①目標超過達成	全ての測定指標の達成状況欄が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回るもの
②目標達成	全ての測定指標の達成状況が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回っていないもの
③相当程度進展あり	- 全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」(①もしくは②に該当する場合を除く)、もしくは、 - 主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な測定指標の半数以上が「○」で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であるもの
④進展が大きくない	主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標の達成状況の「○」が半数未満で、現行の取組を継続した場合、目標達成に相当な期間を要すると考えられるもの
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の達成状況の全部又は一部が「×」となり、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの

【目標達成度合いの測定結果の判定フロー】



厚生労働省における施策目標の評価区分（総合判定）

○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1－4 実績評価書様式の記載要領

【総合判定の区分】

総合判定区分		要件
A	目標達成	測定結果が①又は②に区分されるもの
		測定結果が③に区分されるもので、その他外部要因等を加えて総合的に判断し、目標を達成していると判断できるもの
B	達成に向けて進展あり	測定結果が③に区分されるもの（「目標達成」と判定されたものを除く。）
		測定結果が④に区分されるもの
C	達成に向けて進展がない	測定結果が⑤に区分されるもの

（参考1）主要な指標の選定要件

- 達成目標ごとに1つ以上主要な指標を選定しなければならない。
- 主要な指標の選定基準は、以下のいずれかに当てはまると料される指標から選定する。
 - ① 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの
 - ② 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの
 - ③ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの

（参考2）参考指標

- 当該施策目標の実績評価に当たって、達成すべき水準（目標値）を定める測定指標としては適さないが、施策の実施状況や、施策を取り巻く状況の変化を把握するために有益であると思われる指標。

（参考3）有効性の評価、効率性の評価、現状分析

【有効性の評価】

- 目標を達成している場合には、主として施策のどのような点が有効性を高めるのに寄与したのかを分析・説明する。
- 目標を達成できなかった場合には、その理由として以下の①～④等の観点から要因を分析・説明する。
 - ① 目標数値の水準設定の妥当性
 - ② 事前の想定と施策実施時期における客観情勢の乖離
 - ③ 施策の具体的な仕組上の問題点
 - ④ 予算執行面における問題点

【効率性の評価】

- アウトプットに対してインプットが適切なものになっているか（コストパフォーマンスの観点）の分析。
- 事前に想定した政策効果が得られたとしても、それに要するコスト（予算執行額や要した時間など行政として投入した全ての資源）が課題であれば、効率性は低いと評価され、改善が必要となる。

【現状分析】

- 有効性の評価及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標についての総合的な評価や明らかになった課題を記載する。

【概要】令和6年度実績評価書（案）（施策目標Ⅶ-1-2）

基本目標Ⅶ： ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること

施策大目標 1： 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること

施策目標 2： 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労、家計、住まい等に関する包括的な支援を行うことにより、その自立を促進すること

現状（背景）

- **生活困窮者自立支援法**に基づき、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業、子どもの学習・生活支援事業を実施するほか、地域のネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげている。

【相談支援の現状】

- 自立相談支援機関における新規相談受付件数・自立生活のためのプラン作成件数は、制度開始以降年々増加。特に令和2年度は新型コロナの影響により急激に増加（以降、減少しているが令和5年度時点でも令和元年度以前と比べると依然として高い水準）。コロナ禍では個人事業主やフリーランス、外国人、若年層等の多様な相談者層が顕在化。

＜新規相談者の相談内容等（令和5年度）＞

- ・ 相談内容は「収入・生活費のこと」が52.9%と一番多く、次いで「仕事探し、就職について」、「病気や健康、障害のこと」が多い。
- ・ 新規相談者の課題と特性は「経済的困窮」が48.0%と一番多く、次いで「病気」、「就職活動困難」、「住まい不安定」が多い。

- ▶ 生活困窮者の中には、ひきこもり状態にある方や長期無業者など、社会的に孤立しやすく、就労等自立に向けた寄り添った支援が必要な方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方も多い。
- ▶ 支援を必要とする人の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により自ら相談することが難しい場合も多い。

【矯正施設退所者の福祉的支援の現状】

- 福祉の支援が必要な矯正施設入所者のうち、入所受刑者の高齢者率は11.8%（平成29年）から14.3%（令和5年）に増加。精神障害を有すると診断された入所受刑者は13.4%（平成29年）から20.4%（令和5年）に増加。
 - ▶ 「地域生活定着促進事業」において、関係機関間で連携し、入所中から退所後まで一貫した支援を実施。

課題 1

生活困窮状態の背景にある課題は多岐にわたり、複数の課題を抱える人も多い

達成目標 1

複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、本人の状況に応じ、自立に向けた包括的な支援を提供すること

課題 2

生活困窮者が抱える課題は長期化するほど解決が困難。自らサービスにアクセスできない人も存在

達成目標 2

生活困窮者の早期把握や自立に向け、地域ネットワークの強化など地域づくりを行うこと

課題 3

生活困窮者自立支援制度は人が人を支える制度であり、制度の理念等を踏まえた質の高い寄り添い型の支援を行うためには、人材育成が不可欠

達成目標 3

生活困窮者一人ひとりの状況に応じ本人の立場に立った支援を行うため、事業従事者一人ひとりが生活困窮者自立支援制度の理念等を理解し、生活困窮者の自立と尊厳の確保に努めること

【測定指標】 太字・下線が主要な指標

- 1 自立生活のためのプラン作成件数の割合（アウトプット）
- 2 就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合（アウトカム）
- 3 自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向け改善が見られた者の割合（アウトカム）**
- 4 地域生活定着支援センターにおけるフォローアップ業務実施者のうち、フォローアップ業務を終了した者の割合（アウトカム）
- 5 地域生活定着支援センターにおけるフォローアップ業務を終了した者のうち、支援対象者や関係機関と合意の上でフォローアップ業務を終了した者の割合（アウトカム）

- 【参考】
- 6 自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数（アウトプット）
 - 7 自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者（アウトプット）
 - 8 家計改善支援事業の利用有無による自立に向けての改善が見られた者の割合（アウトカム）

- 9 支援会議を設置している自治体数（アウトプット）
- 10 自立相談支援機関が（ア）アウトリーチした又は（イ）他の機関からつながってきた新規相談件数（アウトカム）
- 11 他の機関（インフォーマルな支援を含む）へつないで支援が終結した件数（アウトカム）**

- 12 都道府県研修を実施した自治体数（アウトプット）
- 13 国研修受講者のうち理解度が向上した人数（アウトカム）**

【概要】令和6年度実績評価書（案）（施策目標Ⅶ-1-2）

総合判定

赤字は主要な指標

※R5年度値で評価

【達成目標1 複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、本人の状況に応じ、自立に向けた包括的な支援を提供すること】

指標1: (△) (目標達成率 91%) 指標2: (△) (目標達成率 99%) 指標3: △ (目標達成率 89%)※
指標4: ○ (目標達成率 108%)※ 指標5: ○ (目標達成率 113%)※

【達成目標2 生活困窮者の早期把握や自立に向け、地域ネットワークの強化など地域づくりを行うこと】

指標9: ー (R6実績集計中のため) 指標10: ー (R6実績集計中のため) 指標11: ー (R6実績集計中のため)

【達成目標3 事業従事者一人ひとりが生活困窮者自立支援制度の理念等を理解し、生活困窮者の自立と尊厳の確保に努めること】

指標12: △ (目標達成率 93%) 指標13: ○ (目標達成率 111%)

【目標達成度合いの測定結果】

③ (相当程度進展あり)

【総合判定】

B (達成に向けて進展あり)

(判定理由)

- ・ 全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」となった。
- ・ 以上より、上記のとおり判定した。

施策の分析

《有効性の評価》

- ・ 指標3について、目標値を達成できていない(△)理由として、支援の質の向上のための取組や、相談者1人1人の状況やニーズにあわせた支援が提供できるようにするための任意事業の実施率の向上のための取組等が不十分であったこと等が考えられる。
- ・ 指標13については、目標値を達成(○)しており、国研修を通じて支援員の制度理念等への理解が効果的に高まったと評価できる。

《効率性の評価》

- ・ 指標3については、近年予算額が大きく変わっていない中、目標値に概ね近づいていることから、効率的な取組が行われていると評価できる。
- ・ 指標13については、近年予算額が大きく変わっていない中、目標達成していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。

《現状分析》

- ・ 指標3については、近年の実績は80%前後と横ばいが続いているところであり、目標達成に向け、支援の質の向上のための取組や任意事業の実施率の向上のための取組等が必要である。
- ・ 指標13については、着実に取組が進んでいると考えられる。

次期目標等への反映の方向性(施策及び測定指標の見直しについて)

【達成目標1】

- ・ 指標1については、**プラン作成の必要性について、国から自治体や自立相談支援機関等に対して周知を行っていく。**
- ・ 指標2・3については、**令和7年度からは就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進と質の向上のための措置を講じたところであり、国として、任意事業の効果的・効率的な実施のための取組を引き続き行っていく。**
- ・ 指標4・5については、**引き続き、目標達成に向け、着実に取組を進めていく。**

【達成目標2】

- ・ 指標9については、**令和7年度より支援会議の設置を自治体の努力義務とした。国として、自治体に対し、支援会議の積極的な設置について引き続き呼びかけていく。**
- ・ 指標10については、**今後の状況等を踏まえ、必要に応じて、新たな指標の設定を含めて検討を行う。**
- ・ 指標11については、**毎年度の目標値を達成できるよう、国として、引き続き地域づくり等のための支援を行っていく。**

【達成目標3】

- ・ 指標12については、**全都道府県での都道府県研修の実施を原則化したことから、必要に応じて、新たな指標の設定を含めて検討を行う。**
- ・ 指標13については、**今後の状況等を踏まえ、必要に応じて、新たな指標の設定を含めて検討を行う。**

生活困窮者自立支援制度の体系（令和7年度～）

R7年度予算：760億円の内数
+ R6年度補正予算：80億円の内数



来所
訪問

包括的な相談支援

本人の状況に
応じた支援

★ 自立相談支援事業

- ・ 全国906自治体で1,372機関
- ・ 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- ・ 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

◆ 支援会議

- ・ 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
- ・ 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ

住まいの確保の
支援が必要

緊急に衣食住の
確保が必要

住まいに課題があり
地域社会からも孤立

就労に向けた
手厚い支援が必要

家計の見直しが必要

子どもに対する
支援が必要

★ 住居確保給付金の支給

- ・ 就職活動を支えるための家賃費用や家計改善のための転居費用を給付

◆ 居住支援事業

- ・ 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- ・ シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

◆ 就労準備支援事業

- ・ 一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・経済的自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業

- ・ 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の提供

◆ 家計改善支援事業

- ・ 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

□ 子どもの学習・生活支援事業

- ・ 子どもに対する学習支援
- ・ 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）の概要

改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

2. 子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

- ① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

3. 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

- ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（※）を図る。
※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など
- ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。

等

施行期日

令和7年4月1日（ただし、2②は公布日（※）、2①は令和6年10月1日）※2②は令和6年1月1日から遡及適用する。

生活困窮者自立支援法に基づく支援会議

【実績等】

- ・ 354自治体（39%）（R5）
- ・ 対象ケース数15,807件（R5）

対象者

- ・ 病気や障害等の影響で、判断能力が不十分であることにより、自身の状況を客観的に判断することができず、自ら支援を求めることが困難な生活困窮者
※判断能力不十分等により本人同意の取得が困難で、生命・身体・財産の保護のために必要な場合は本人同意なしでも情報共有可。
- ・ 複合的な課題を抱えていたり、同一世帯の各世帯員がそれぞれ異なる課題を抱えていたりするなど、支援に当たって関係機関・関係者の間で情報連携が必要となる生活困窮者

概要

地域において関係機関等がそれぞれ把握している生活困窮が疑われる者／生活困窮者の個々の事案の情報を共有し、今後の支援の方針や役割分担、見えてきた地域課題等の解決方法について議論。

※具体的な支援プランの決定・評価は支援調整会議で行う。

構成員の例：

自立相談支援機関等の制度関係者
社会福祉協議会
地域包括支援センター
福祉・就労・住宅等の関係機関職員
教育委員会・学校関係者
民生・児童委員
ライフライン事業者、郵便局、新聞配達所
NPO等の民間団体、地域住民

法に基づく守秘義務あり



資料又は情報提供等の
協力依頼

資料等の提供



類似の他法に基づく会議体との合同開催可

期待される効果

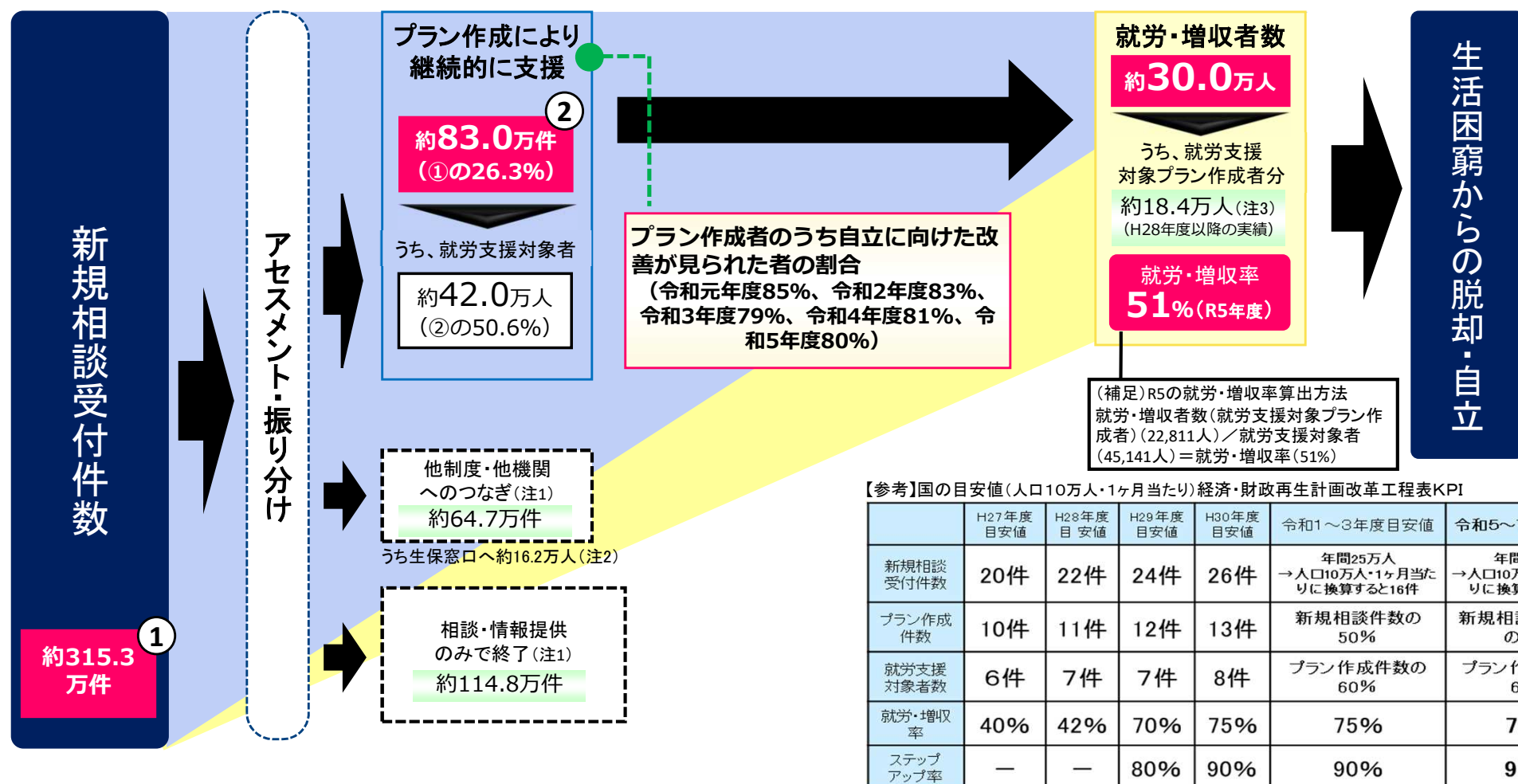
- ・ 深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする者を早期に把握し、必要な相談支援につなげることができる。
- ・ 関係機関がその役割に応じて責任を持って関わる体制づくりができるなど、より良い支援を行うことができる。
- ・ 個別の事案の議論を通じて地域課題や不足している社会資源等が明らかとなり、地域づくりにもつながる。

生活困窮者自立支援法による支援の効果(H27～R5)

○施行後9年間での

- ・新規相談受付件数は、**約315.3万件**。
- ・継続的な支援のためプランを作成した件数は、**約83.0万件**。
- ・就労・増収につながった者は、**約30.0万人**。令和5年度の就労・増収率は**51%**。

○令和5年度において、プラン作成者のうち自立に向けた改善が見られた者の割合は**81%**。



【注1】新たな評価指標による調査(各年度集計値)をもとに「他制度・他機関へのつなぎ」「相談・情報提供のみで終了」の占有率を算出し、生活困窮者自立支援室で推計。令和2年度以降は統計システムより抽出。

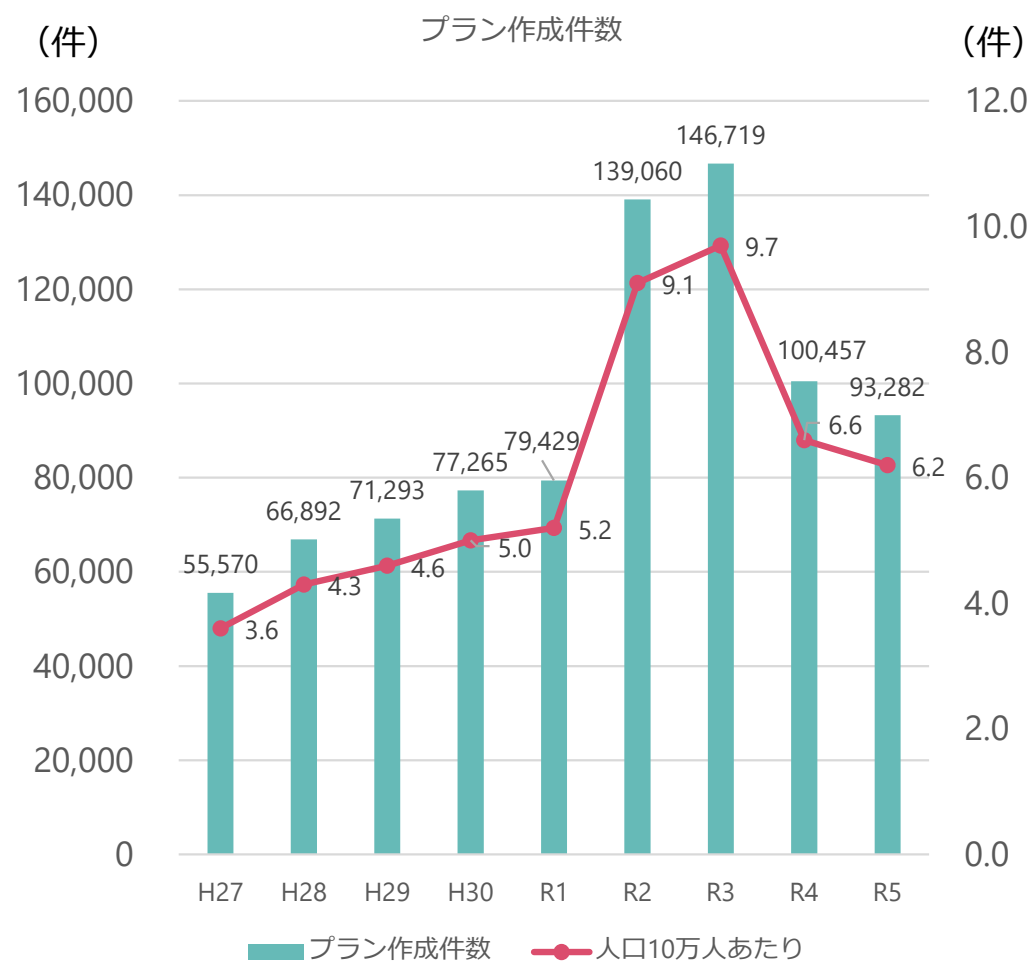
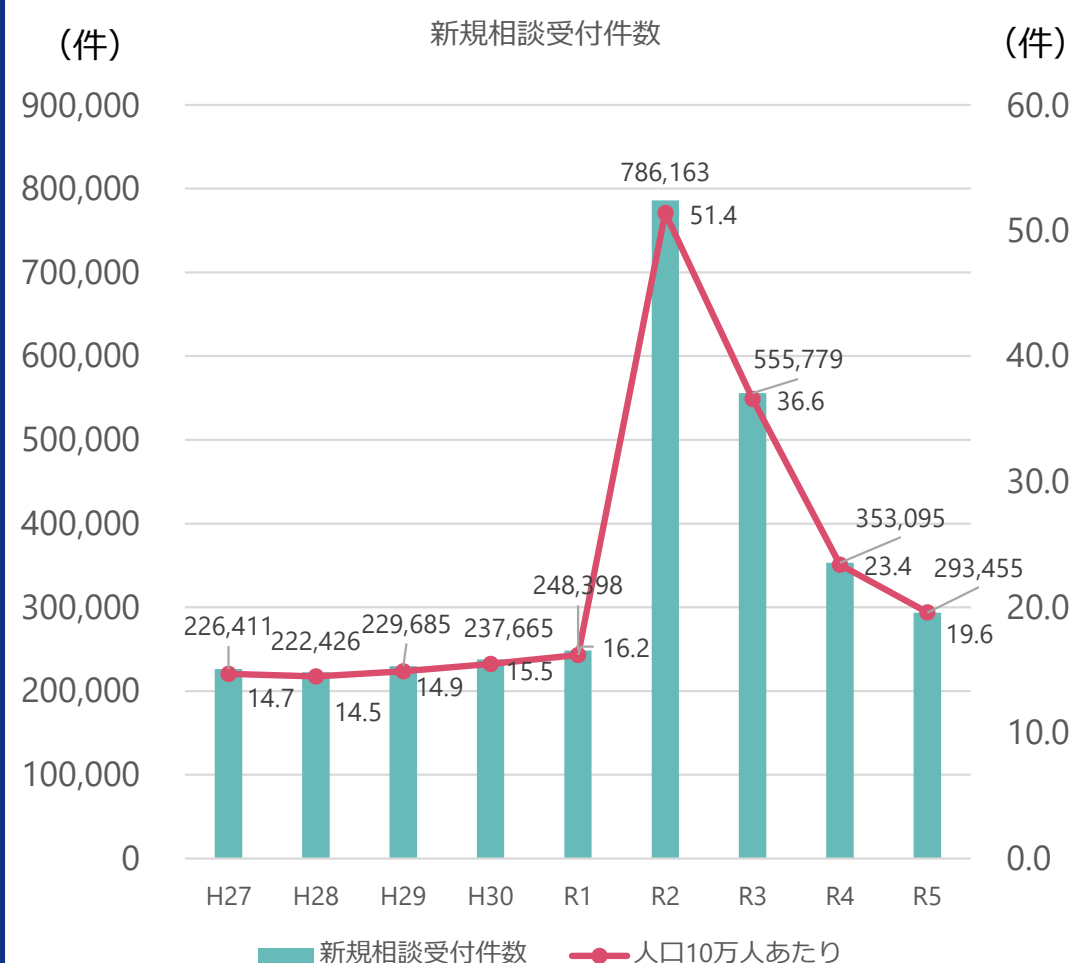
【注2】新たな評価指標による調査より、「他制度・他機関へのつなぎ」の件数うち、「福祉事務所(生活保護担当部署)」「つないだ割合をもとに、生活困窮者自立支援室で推計した。令和2年度以降は統計システムより抽出。

【注3】平成28年度より実績把握を開始したため、平成28年度以降の実績(合計値)となる。

新規相談受付件数・自立支援計画（プラン）作成件数の推移

令和5年度の新規相談件数及びプラン作成件数は前年に比べ減少しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前（令和元年度）と比較すると増加している。

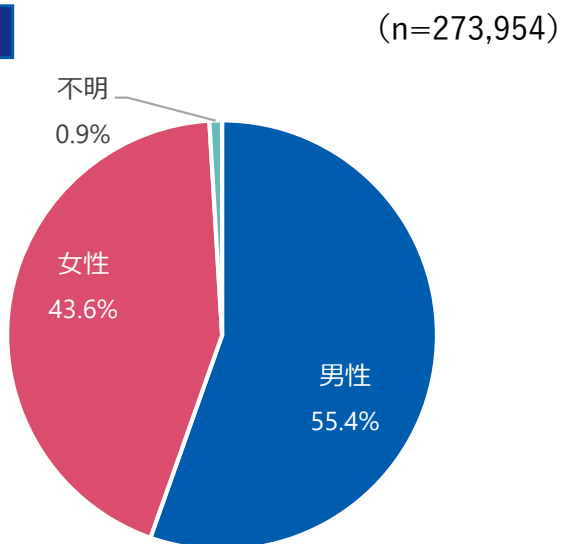
自立相談支援機関における新規相談受付件数・プラン作成件数



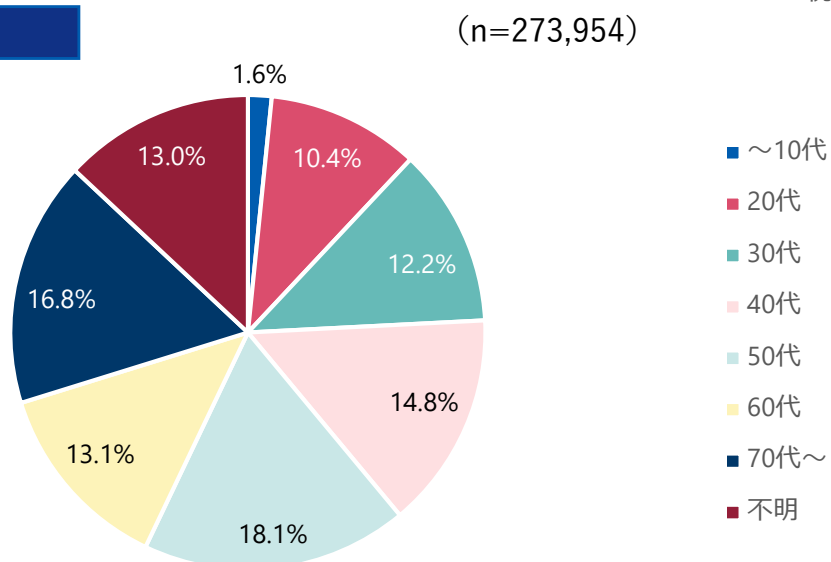
生活困窮者自立相談支援事業の実施状況（新規相談者の属性）

○ 新規相談者は男性約 6 割、女性約 4 割となっており、相談内容は「収入・生活費のこと」が52.9%となっている。

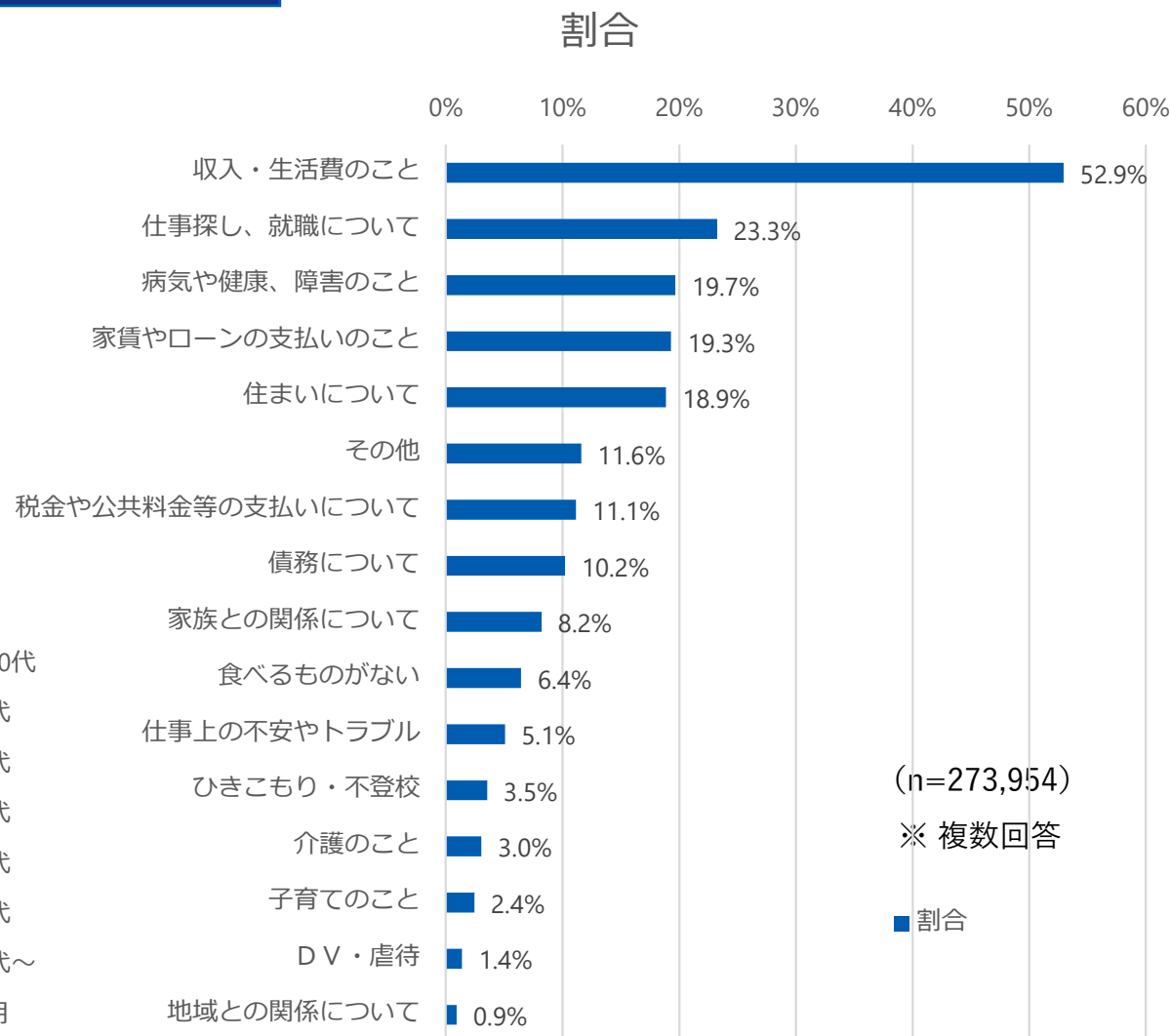
1. 性別



2. 年代



3. 相談内容



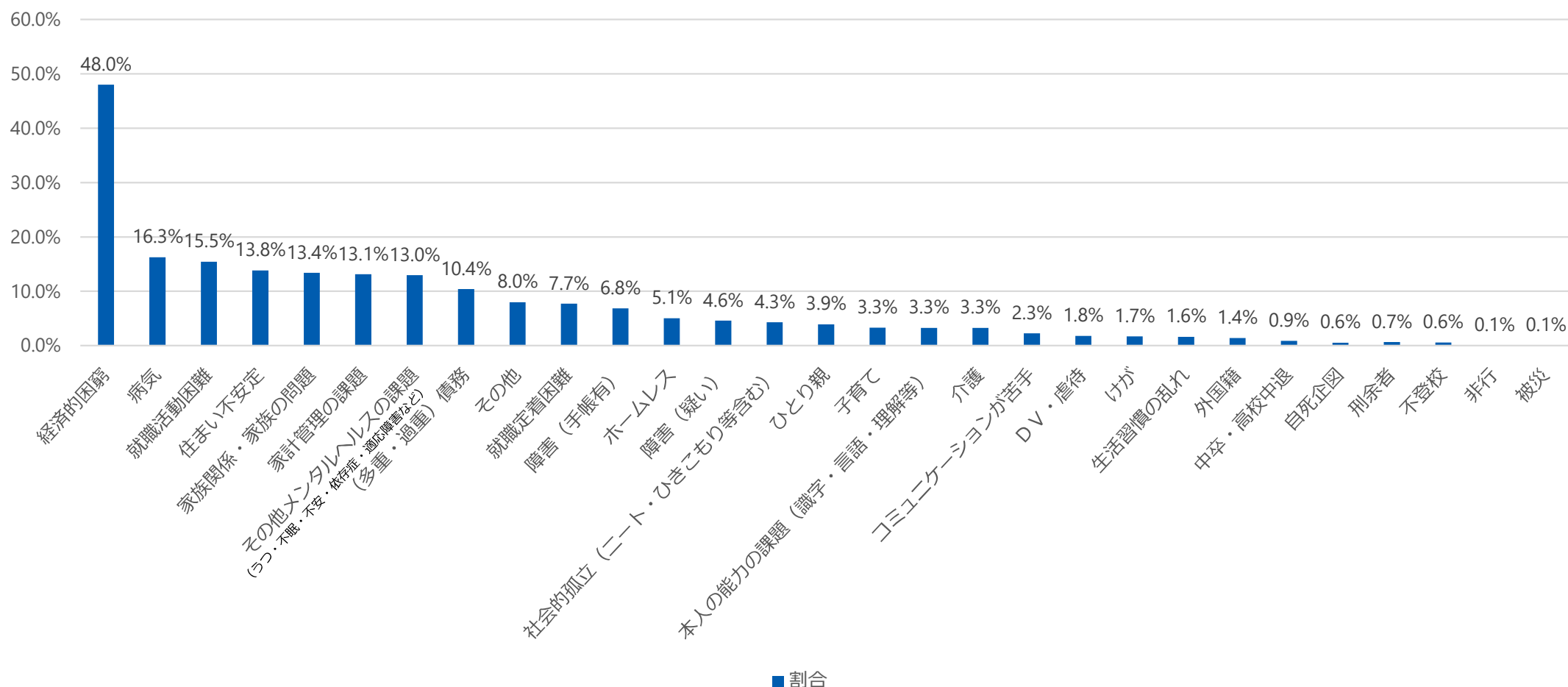
生活困窮者自立相談支援事業の実施状況（新規相談者の課題と特性）

- 新規相談者の課題と特性は、「経済的困窮」が48.0％と一番多く、次いで「病気」、「就職活動困難」、「住まい不安定」となっている。

4. 相談者の課題と特性

相談者の課題と特性

(n=273,954) ※ 複数回答



法定事業の利用状況と支援効果：自立相談支援事業の就労支援

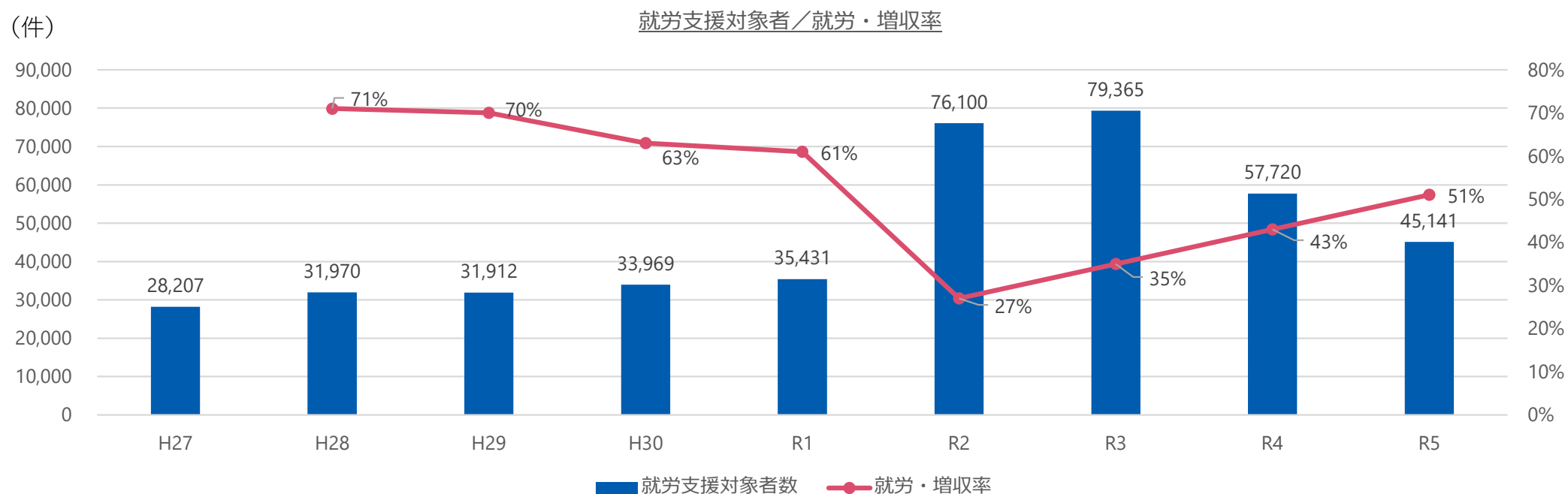
- 自立相談支援事業の就労支援対象者数は前年より減少している。他方、就労・増収率は令和5年度は51%となり、前年より増加している。

自立相談支援事業の就労支援

実施自治体	907自治体（R5年度）
利用件数（延べ数）	39,527件（R5年度）

就労支援対象者
（※）

就労・増収率 51%
就労率のみ 36%



※就労支援対象者は、プラン期間内での一般就労を目標としている人。

地域生活定着促進事業

1 事業の目的

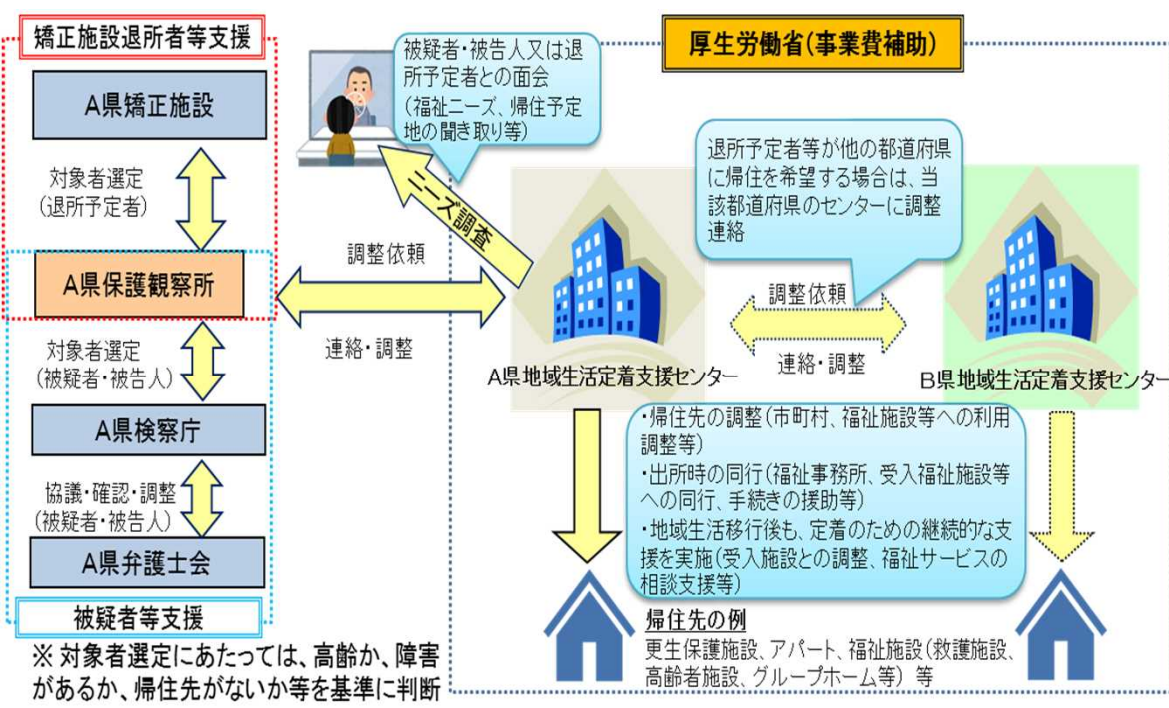
高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援や地域生活への定着のための支援を行うことにより、地域共生社会の実現を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業の概要

- 平成21年度から、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、退所後直ちに福祉サービス等につながる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 令和3年度から被疑者等支援業務を開始。
- 地域生活定着支援センターは、既存の福祉関係者等と連携して、以下の業務を実施。
 - ① コーディネート業務（矯正施設退所予定者の福祉サービスへのつなぎ）
 - ② フォローアップ業務（矯正施設退所者の受入れ施設等をフォロー）
 - ③ 相談支援業務（犯罪をした者やその家族等からの福祉サービス等の利用に関する相談への支援）
 - ④ 被疑者等支援業務（被疑者等を福祉サービスへつなぎ、その後フォロー）
 - ⑤ 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

スキーム図



実施主体

実施主体：都道府県